

明治二十年十二月八日

陸軍大臣伯爵 大山 巖

内閣総理大臣伯爵 伊藤博文殿

〔朱書〕
請議ノ趣勅令追加ヲ要セス

明治二十年十二月廿日

85 文官試験試補及見習規則中理事に関する追加の件稟議

〔明治二十年十二月〕

(注記1)

(藤谷)(金井)(谷森) (注記2)

(注記3) 本年勅令第三十七号文官試験試補及見習規則第一条ニ文官試補見習及司法官ノ解釈ヲ掲ケ而其司法官ノ区域ハ裁判官及檢察官

ニ限リタルニ依リ之ヲ觀レハ右ニ掲クル司法官及第二十条ニ記載スル諸官ヲ除クノ外皆行政官中ニ網羅スルモノ、如シ然ルニ

当省ニ置カル、理事ノ如キハ專ラ裁判事務ニ従事シ軍法會議ニ於テ予審ニ任スルハ恰モ予審判事ト異ナルナク刑ノ適用ニ関シ

意見ヲ陳述シ及刑ノ執行ニ対シ其指揮ヲ為ス等ハ檢事ノ職務ニ匹似シ殊ニ其俸給ニ於テモ既ニ判事檢事ト同一様ニ御制定相成

(注記4) 居又其登用法ニ於テモ既ニ大学ヘ法学士ノ養成ヲ囑託シ給費法ヲ設ケ又且判事登用ノ法ニ倣ヒ先般試験登用法ヲ実行シ之ニ由テ新陳相陶汰シ毫モ司法ノ判事ニ於ケルト異ナルナシ此ニ由テ

(注記5) 之ヲ觀レハ本規則ニ於テ既ニ檢事ヲ法官中ニ列スルニ比スレハ理事ヲシテ之ト同一ノ資格タラシムルモ事理ニ於テ万々不可ナル儀無之ノミナラス当然ノ儀ト存候若シ然ラスシテ之ヲ行政官トスルトキハ試験科目職務ト相応セス又理事ハ法官ニアラス行政官ニアラス教官技術官ニアラストシ強テ第二十条ニ所謂其他特別ノ學術ヲ要スルモノト解釈スル如キハ固ヨリ当ヲ得サル儀ト存候間別紙之通勅令追加相成候様致度此段請閣議

第一条第二項檢察官ノ下理事ノ二字ヲ追加ス
第二十五条中左ノ一項ヲ追加ス
理事ノ試補ハ三年以上陸軍省総務局若クハ軍法會議ニ於テ其事務ヲ練習スヘシ

(注記6) 明治二十年十二月十五日

(注記8)

内閣総理大臣

花押 (伊藤)

内閣書記官長

(田中)

各省大臣

内務 (山見)	外務	大蔵 (松方)	海軍 (西郷)	文部 (森)	農商務 (黒田)
陸軍 (大山)	司法 (山田)	花押 (花押)	通信 (榎本)		

文官試験試補及見習規則中理事ニ関スル義追加ノ件

明治廿年十二月十五日

内閣総理大臣

文官試験局長官 (印)

本案理事ノ職タル其執務司法官ニ異ナルナク之ニ該当ノ資格ヲ具スヘキハ言ヲ俟タスト雖モ之ヲ以テ直チニ司法裁判ニ於ケル裁判官檢察官ト同一視スルヲ得サルモノハ其裁判所即チ軍法會議ノ構成タル其司法官ト称スヘキハ判士長判士ニシテ將校之ニ

列シ理事ナル者ハ之ニ参加スルノミ若シ軍法会議ヲシテ真ノ司法裁判タラシムレハ此判士タルモノ皆司法官タラサルヲ得ス要スルニ軍法会議ノ司法官ニシテ他ノ者ト同キモノニ非ス尚軍吏軍医等ノ他ノ者ト範圍ヲ異ニスルト一般タリ然レトモ文官試験試補及見習規則第三条第二項ノ如キ司法官タルノ資格ニ於テハ其現在ノ職務如何ニ拘ラス法学士及司法官タルノ試験ヲ受ケタル者皆其資格ヲ有シテ其他ノ部内ニ其資格アル者ヲ用フル能ハサルノ制規ナキノミナラス或ハ必用ノ場合ナシトセス又其資格ヲ具スルモノ他ニ転スヘカラサルノ限界ナシ然ルトキハ現在ノ理事モ司法官タルノ資格ヲ有スル者アルニ於テ異ム所ナク後來ノ選任亦司法官ノ資格ヲ以テスルニ於テ不可アルコトナシ即チ理事ハ司法官タルノ資格ヲ有スル者ヲ以テ之ニ任ストセハ可ナリ勅令ヲ追加スルヲ要セスト視認ス

指令案

請議ノ趣勅令追加ヲ要セス

(朱書) 〔明治二十年十二月廿日〕 (印)

(注記1)

〔陸軍省 送達送甲第一七四九号〕 〔試験局第五号・廿年十二月九日〕 (土屋)

(注記2)

〔水野〕 (印) 〔山田〕 (印) 〔印〕 (印)

(注記3)

〔試験局〕

(注記4)

〔十〕 (簿冊内件名番号)

(注記5)

〔甲五二〕

(注記6)

〔陸甲五一号〕

(注記7)

〔曾禰〕 (印)

(注記8)

〔花押〕 (印)

〔公文類聚 第十一編 明治二十年 第五卷〕 2A, 11, (印) 292)